

区長報告第五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二十六日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十五年九月十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十四年三月十六日議決を得た工事請負契約（港区立麻布図書館等改築工事）の契約金額「八億九千六百二万三千八百円」を「九億千二百五万五千五百円」に変更する。